

政令第 号

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年十一月一日とする。ただし、同法第二条中道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十一条第二項第二号の改正規定（「及び二輪の小型自動車」を加える部分に限る。）及び道路運送法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

理由

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。